平成２４年（フ）第７号
熊本県人吉市瓦屋町1786番地２
債務者　作田美由紀
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第４３５９号
東京都清瀬市旭が丘２丁目４―６―406
債務者　堀口　秀信
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５号
静岡市葵区牧ヶ谷321番地　市営牧ヶ谷Ａ―36
債務者　鹿島　　耀
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２７号
静岡県袋井市湊241番地の１　サンリットガーデンＢ　101号室、前住所静岡県袋井市新堀114番地の１　パルテ・カナーレＶ　201
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
静岡県袋井市湊241番地の１　サンリットガーデンＢ　101号室、前住所静岡県袋井市新堀114番地の１　パルテ・カナーレＶ　201
債務者　山本　有美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
島根県益田市久城町486番地９
債務者　山本　弘三
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１４号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村福川536番地１、前住所島根県益田市多田町31番地３
債務者　堀　　実穂
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第２３７号
東京都八王子市川口町2184番地７
債務者　田原　雅義
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３４５０号
札幌市手稲区星置２条２丁目１番１号
破産者　橋口沙由璃
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７３号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目１番80―205号
破産者　早坂　有弘
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１０号
仙台市泉区南光台４丁目18番22号　サンライフ南光台102
破産者　竹内麻里子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３９号
仙台市青葉区中山４丁目19番15号　ラズベリー中山306、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉田字山沢29番地の６
破産者　堀籠　　洋
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５３号
宮城県塩竈市北浜１丁目６番21―305号　グラン・ドムール塩釜
破産者　西城　義一
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
長野県佐久市勝間28番地７
破産者　石井　智明
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１６２８号
名古屋市中区栄５丁目26番13号　エルグランデ栄502号
破産者　山口　卓三
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５９３号
名古屋市熱田区大宝４丁目１番30号　ロイヤルハイツ鈴木802号
破産者　杉浦　吉治
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部